

# 子どもたちのために、 読書環境の整備を進めましょう

## 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」概要資料 (令和4年度～令和8年度)



図書の  
整備

学校司書  
の配置

新聞の  
配備



—学校図書館の整備充実をお願いします—

# 学校図書館の現状 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」より

小学校 66.4% → **71.2%**  
 中学校 55.3% → **61.1%**

※学校図書館図書標準達成校の割合 平成27年→令和元年

学校図書館図書標準達成校の割合は増加していますが、**刊行後時間の経過とともに最新の情報を記載していない古い図書が保有されている**状況です。また、選定基準・廃棄基準の策定率は半数程度にとどまっており、**計画的な整備が進展していない**要因となっています。



小学校 41.1% → **56.9%**  
 中学校 37.7% → **56.8%**  
 高等学校 91.0% → **95.1%**

※新聞配備校の割合 平成27年→令和元年

**新聞配備校は大幅に増加**しており、各学校で新聞を活用した学習を行うための環境が改善されています。  
 ・小学校:平均1.3紙→**平均1.6紙**  
 ・中学校:平均1.7紙→**平均2.7紙**  
 ・高等学校:平均2.8紙→**平均3.5紙**



小学校 58.8% → **69.1%**  
 中学校 57.1% → **65.9%**

※学校司書配置校の割合 平成28年→令和2年

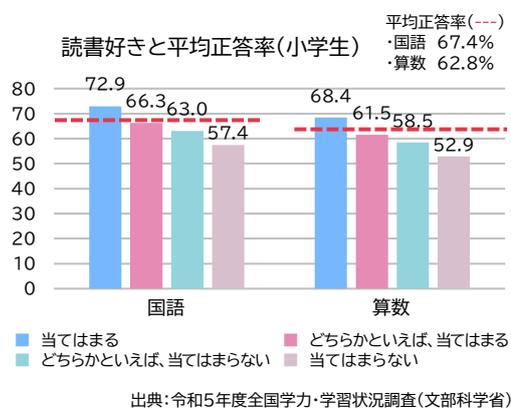
平成26年6月の学校図書館法改正により、**学校には学校司書を置くよう努めるもの**とされました。厳しい財政状況の中でも**学校司書を配置する学校は増加**しており、その必要性が強く認識されています。



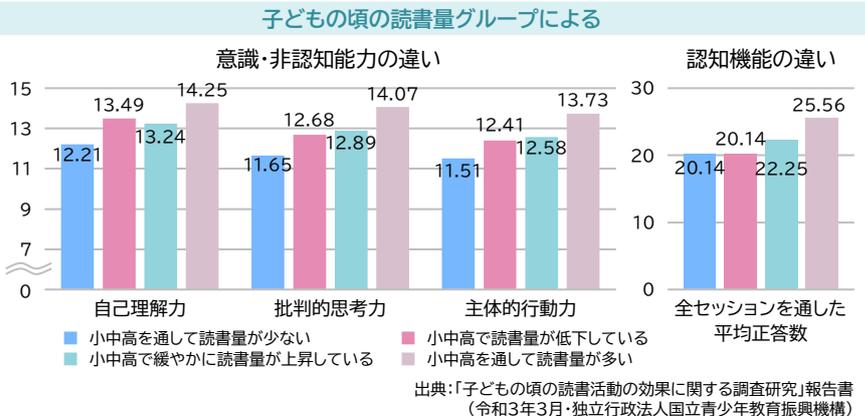
令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」公表結果 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/link/1410430\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1410430_00001.htm)

## 読書・学校図書館整備に関する調査結果

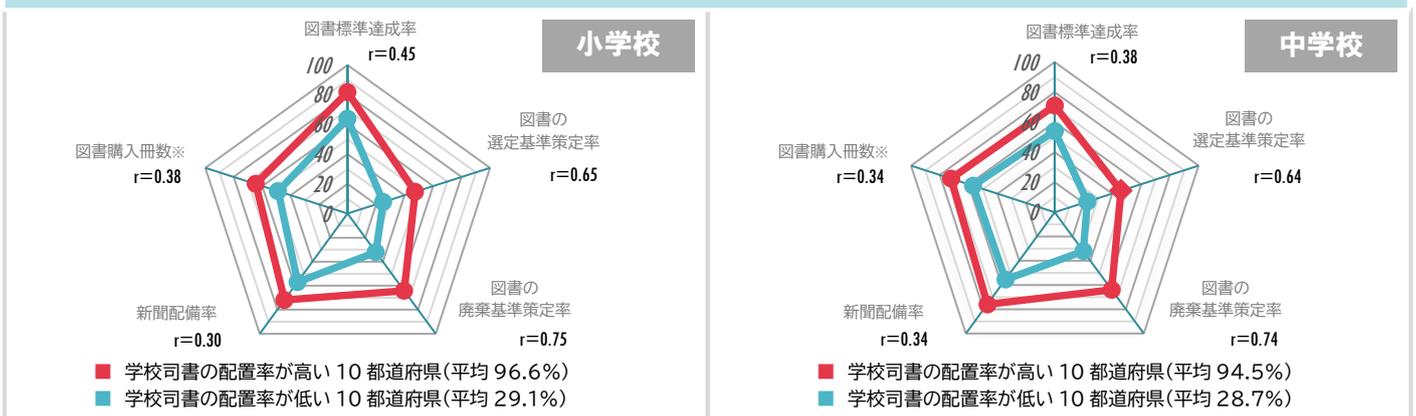
**読書好きは、平均正答率が高い傾向が見られる。**



**子ども(小学校高学年~高等学校)の頃の読書量が多い人は、意識・非認知能力や認知機能が高い傾向にある。**



**学校司書の配置率が高い都道府県は、図書標準達成率、新聞配備率等が高く、図書購入冊数も多い傾向にある。**



【相関係数=r】 0.2 < r ≤ 0.7:相関あり、0.7 < r ≤ 1.0:強い相関あり  
 ※図書購入冊数:1校あたりの購入冊数が最も多い都道府県(小学校469冊・中学校535.6冊)を100%とした割合

# 学校図書館図書整備等 5 年計画の内容 令和 4 年度→令和 8 年度

！ **令和 4 年度からの 5 年間で、全ての小中学校等において学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、図書の更新、新聞の複数紙配備および学校司書の配置拡充を図ります。**

単年度総額 **480** 億円 / 5 年総額 **2,400** 億円

各学校における**学校図書館図書標準※達成**を目指すための**新たな図書の整備**に加え、児童生徒が正しい情報に触れる環境整備等の観点から、図書の廃棄・更新を進めるための**選定基準・廃棄基準**を策定し、**古くなった本を新しく買い替えることを促進**します。

単年度 **199** 億円 / 総額 **995** 億円

(不足冊数分) 単年度 **39** 億円 / 総額 **195** 億円 (更新冊数分) 単年度 **160** 億円 / 総額 **800** 億円

本計画の目標 学校図書館図書標準 **100%**達成  
計画的な**図書の更新**を実施

## 学校図書館図書の整備



選挙権年齢の 18 歳以上への引下げや、成年年齢の 18 歳への引下げに伴い、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身につけることの重要性に鑑み、発達段階に応じた**学校図書館への新聞の複数紙配備**を図ります。

単年度 **38** 億円 / 総額 **190** 億円

本計画の目標 小学校等 **2 紙**、中学校等 **3 紙**、高等学校等 **5 紙**

## 学校図書館への新聞配備



学校図書館の日常の運営・管理や、学校図書館を活用した教育活動の支援等を行う、**専門的な知識・技能を持った学校司書のさらなる配置拡充**を図ります。

単年度 **243** 億円 / 総額 **1,215** 億円

本計画の目標 小・中学校等のおおむね **1.3 校**に 1 名配置  
(将来的には 1 校に 1 人の配置を目指す)

## 学校司書の配置



※学校図書館図書標準 文部科学省の定める、学校規模(学級数)に応じた蔵書の整備目標。  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/dokusyo/hourei/cont\\_001/016.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/016.htm)

# 地方財政措置を活用して読書環境の整備を進めましょう

## 図書

- SDGsなど、近年話題になっているテーマの図書も集め、児童が学習しやすい環境づくりをしています。(奈良県生駒市立桜ヶ丘小学校)
- 図書と端末を活用したハイブリッド型の図書館活用授業を展開しています。(京都府京都市立北野中学校)
- 「五感で楽しむ」絵本や、大型絵本、しかけ絵本、音が出る絵本など、多様な図書を所蔵しています。(三重県立城山特別支援学校)



図書と端末を活用した学習の様子  
(京都市立北野中学校)



新聞を用いた調べ学習の様子  
(福井県立金津高等学校)

## 新聞

- 全校生徒が新聞記事を読み比べる取組を続けたことで、小論文や調べ学習に新聞を活用する生徒が増えました。(福井県立金津高等学校)
- 教育委員会事務局が各新聞社と直接契約を結び、全校分の新聞を一括調達したため、契約手続きや購読料支払いといった学校の事務負担が解消されました。(東京都葛飾区)



## 学校司書

- 担任と協働して、児童の読書量や読書への関心をつかみ、継続的な読書指導を行っています。(岐阜県岐阜市立西郷小学校)
- 授業に学校司書も参加し、情報収集等の支援をしています。学校司書と、司書教諭、各教科等の教諭がつながり、積極的に教材研究の支援を行っています。(鳥取県江府町立奥大山江府学園)
- 学校司書が企画・運営し、国語科とタイアップして、全校生徒参加型のビブリオバトル大会を開催しました。優勝者には県立図書館主催の県大会への出場権が与えられ、意識の向上が図られています。(山梨県富士河口湖町立河口湖北中学校)



学校司書による4月の図書館開き  
(岐阜市立西郷小学校)

- ! 学校図書館の整備状況によっては、都道府県により格差が見られる状況です。
- ! 上記の取組も参考に環境整備を進めましょう。

## 適切な予算措置のお願い

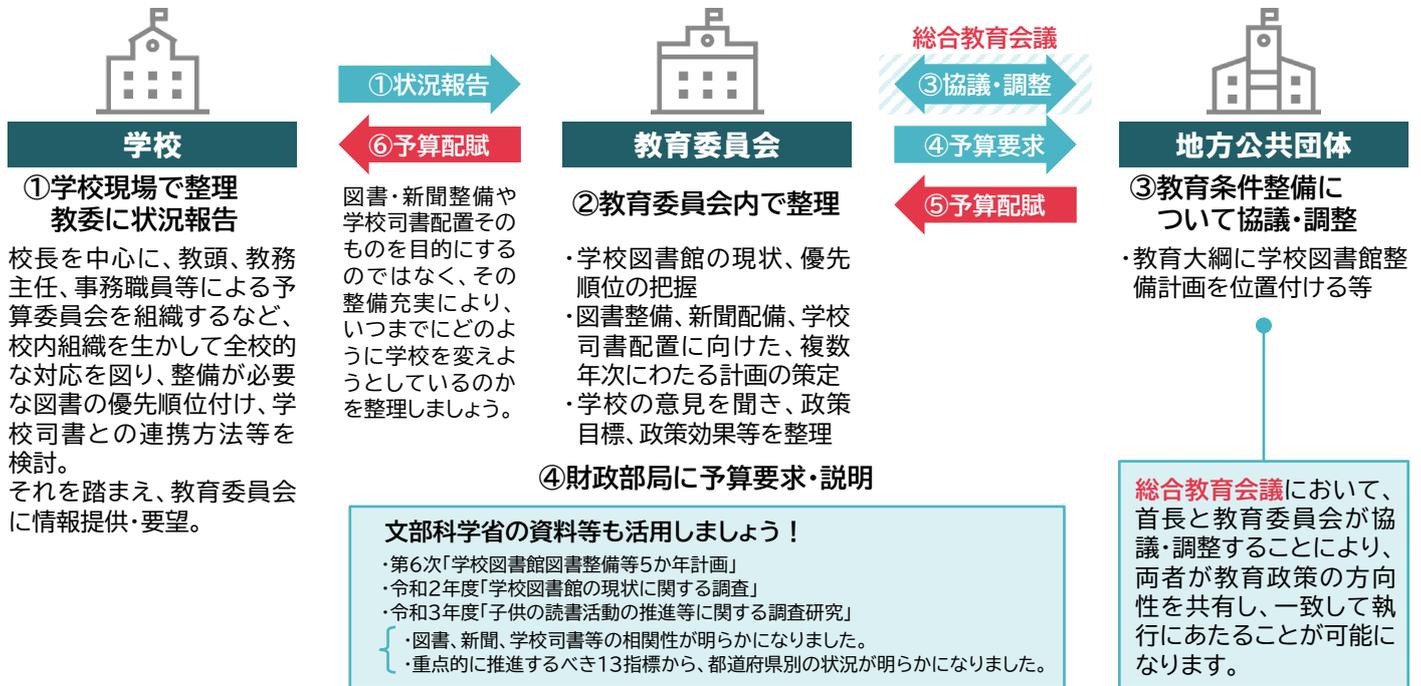
- ! 地方財政措置は、使途を特定しない一般財源として措置されています。
- ! 各自治体において予算化が図られることによって、はじめて図書や新聞の購入費や、学校司書の配置のための費用に充てられます。
- ! 教育委員会と学校が一体的に学校図書館の計画的整備を進めることが重要です。
- ! 各自治体においては、学校図書館の現状把握とそれに基づく適切な予算措置をお願いします。

# 学校図書館整備の流れ

## ※地方財政措置

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう財源保障をするもの。

地方公共団体が学校図書館の図書等の整備のために必要な標準的な経費については、普通交付税の基準財政需要額に算入している。



# 地方交付税算定額の試算方法

あなたの自治体や学校の、図書・新聞・学校司書費として措置されている、地方交付税算定額を試算してみましょう。

各自治体において、**学校図書館の現状把握**とそれに基づく**適切な予算措置**をお願いします。

**小学校・中学校の例**

あなたの自治体や学校の学級数・学校数・生徒数を代入しましょう。

算定額はこちらです。予算額と比較してみましょう。

項目	学校種別	単位	単価	計算式	結果
①図書費	小学校	学級	40.7 千円 <sup>※1</sup>	□ × 40.7 千円 <sup>※1</sup>	□ 千円
	中学校	学級	63.1 千円 <sup>※2</sup>	□ × 63.1 千円 <sup>※2</sup>	□ 千円
②新聞費	小学校	学級	3.5 千円 <sup>※3</sup>	□ × 3.5 千円 <sup>※3</sup>	□ 千円
	中学校	学級	12.8 千円 <sup>※4</sup>	□ × 12.8 千円 <sup>※4</sup>	□ 千円
③学校司書費	小学校	校	1,157 千円 <sup>※5</sup>	□ × 1,157 千円 <sup>※5</sup>	□ 千円
	中学校	校	1,111 千円 <sup>※6</sup>	□ × 1,111 千円 <sup>※6</sup>	□ 千円

**【地方交付税の算定に用いる標準施設状況】**

- ※1 学校図書館図書整備の一般財源(733千円)/施設規模(18学級)=1学級当たりの一般財源(40.7千円)
- ※2 学校図書館図書整備の一般財源(947千円)/施設規模(15学級)=1学級当たりの一般財源(63.1千円)
- ※3 新聞配備の一般財源(63千円)/施設規模(18学級)=1学級当たりの一般財源(3.5千円)
- ※4 新聞配備の一般財源(192千円)/施設規模(15学級)=1学級当たりの一般財源(12.8千円)
- ※5 学校司書配置の1校あたりの一般財源 1,157千円
- ※6 学校司書配置の1校あたりの一般財源 1,111千円

**【備考】**

- ※令和5年度ベース
- ※地方交付税算定額の試算に用いる学級数は、義務標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数です。また、学校数は、学校基本調査規則によって調査した当該年度の5月1日現在における数(在学児童生徒を有しない学校の数を除く)です。なお、補正係数は、考慮していません。
- ※①図書費、③学校司書費は、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期、特別支援学校小中併設に措置しています。
- ※②新聞費は小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校に措置しています。
- ※義務教育学校前期は小学校に、義務教育学校後期・中等教育学校前期は中学校に、中等教育学校後期は高等学校に相当します。

# 子どもたちの健やかな成長のために、 学校図書館の整備充実をお願いします。

## 子どもの読書活動推進のために、学校図書館 の一層の整備・充実を

文部科学省総合教育政策局長 望月 禎

総務省の御協力の下、文部科学省では、令和4年度から令和8年度を期間とする第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定いたしました。また、政府は令和5年3月に第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定し、不読率の低減、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進の4つの基本的方針を掲げております。計画を踏まえ、学校、家庭、地域等が中心となり社会全体で様々な取組が行われることが期待されています。教育委員会及び学校関係者等の皆様におかれましては、学校図書館の整備充実を進めていただき、子どもの読書活動の推進に一層の御協力をお願いいたします。

## 地域の実情に応じた学校図書館の整備・充実

総務省自治財政局調整課課長補佐 水谷 健一郎

文部科学省が学校図書館図書標準の達成等を目標として策定した「学校図書館図書整備等5か年計画」を踏まえ、総務省では、計画的な学校図書館の図書の整備に必要な経費、学校図書館への新聞配備及び学校図書館司書配置に要する経費について、地方交付税による財政措置の対象としております。

地方交付税に用途の定めはなく、各地域において、学校図書館図書の整備や新聞の配備、学校司書の配置に関する意義や効果、学校図書館を活用した教育の充実方策などについて議論を深めていただくことが重要です。

地域の実情に応じた学校図書館の整備・充実が推進され、各学校現場での創意工夫に基づく学びを通じて、子どもたちの健やかな成長が図られることを期待しております。

## 学校図書館整備にあたっての留意事項

### 「学校図書館ガイドライン」の活用について

「学校図書館ガイドライン」(平成28年 11 月策定)は、学校図書館運営上の重要な事項について、その望ましい在り方を示しています。引き続きガイドラインの活用を図るようお願いします。

「学校図書館ガイドライン」 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm)

### 学校図書館図書の計画的な整備について

校長は「学校図書館長」としての役割も担っています。(「学校図書館ガイドライン」より)校長のリーダーシップのもと、**図書の現状把握**を行い、図書の選定・廃棄・更新が適切に行われるよう、図書選定を行うための**校内組織の設置、選定基準及び廃棄基準の策定**に努めるようお願いします。

### 新聞の複数紙配備について

本計画では、**小学校において複数紙を配備**できるよう、必要な経費を新たに盛り込みました。児童・生徒の発達段階や、学校・地域の実情に応じ、**適切な新聞の複数紙配備に努める**ようお願いします。全国紙・地方紙以外にも、小学生新聞・中高生新聞・専門紙・英字新聞等の配備が想定されます。

### 学校司書の適切な配置について

学校司書の専門性等がより発揮できるよう、継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮の上、司書教諭の授業負担の軽減と合わせて**学校図書館の人的整備の拡充**を図るようお願いします。なお特別支援学校においては、読書バリアフリー法の成立などを踏まえて配置拡充に努めるようお願いします。

### 教育委員会における支援の充実について

学校および学校図書館への支援のため、**学校図書館担当指導主事の配置**や定期的な研修を実施するほか、**学校図書館支援センターの設置・活用、学校図書館指導員などの配置**に努めるようお願いします。



## 「学校図書館ガイドライン」

学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す、「学校図書館ガイドライン」を定める。同ガイドラインは以下の構成とする。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校図書館の目的・機能</li> <li>(2) 学校図書館の運営</li> <li>(3) 学校図書館の利活用</li> <li>(4) 学校図書館に携わる教職員等</li> <li>(5) 学校図書館における図書館資料</li> <li>(6) 学校図書館の施設</li> <li>(7) 学校図書館の評価</li> </ul> |
|---|

### (1) 学校図書館の目的・機能

学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的としている。

- 学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

### (2) 学校図書館の運営

- 校長は、学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、学校経営方針の具現化に向けて、学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特性なども踏まえ、学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画等に基づき、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされるよう努めることが望ましい。例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として指名することも有効である。
- 学校は、必要に応じて、学校図書館に関する校内組織等を設けて、学校図書館の円滑な運営を図るよう努めることが望ましい。図書委員等の児童生徒が学校図書館の運営に主体的に関わることも有効である。
- 学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となりうることも踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが望ましい。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。
- 学校図書館は、学校図書館便りや学校のホームページ等を通じて、児童生徒、教職員や家庭、地域など学校内外に対して、学校図書館の広報活動に取り組むよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、他の学校の学校図書館、公共図書館、博物館、公民館、地域社会等と密接に連携を図

り、協力するよう努めることが望ましい。また、学校図書館支援センターが設置されている場合には同センターとも密接に連携を図り、支援を受けることが有効である。

### (3) 学校図書館の利活用

- 学校図書館は、児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場である。このため、学校図書館は児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、児童生徒の学校内外での読書活動や学習活動、教職員の教育活動等を支援するため、図書等の館内・館外貸出しなど資料の提供を積極的に行うよう努めることが望ましい。また、学校図書館に所蔵していない必要な資料がある場合には、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うよう努めることが望ましい。
- 学校は、学習指導要領等を踏まえ、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが望ましい。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望ましい。
- 学校は、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、教員の授業づくりや教材準備に関する支援や資料相談への対応など教員の教育活動への支援を行うよう努めることが望ましい。

### (4) 学校図書館に携わる教職員等

- 学校図書館の運営に関わる主な教職員には、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員(教諭等)、学校司書等があり、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが望ましい。
- 校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮するよう努めることが望ましい。
- 教員は、日々の授業等も含め、児童生徒の読書活動や学習活動等において学校図書館を積極的に活用して教育活動を充実するよう努めることが望ましい。
- 学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、司書教諭と学校司書※1が、それぞれに求められる役割・職務に基づき、連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館の運営に当たるよう努めることが望ましい。具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情や学校全体の校務のバランス等を考慮して柔軟に対応するよう努めることが望ましい。
- 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・

計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。

- 学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。具体的には、1 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、2 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、3 教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。
- また、学校司書がその役割を果たすとともに、学校図書館の利活用が教育課程の展開に寄与するかたちで進むようにするためには、学校教職員の一人として、学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たることも有効である。
- また、学校や地域の状況も踏まえ、学校司書の配置を進めつつ、地域のボランティアの方々の協力を得て、学校図書館の運営を行っていくことも有効である。特に特別支援学校の学校図書館においては、ボランティアの協力は重要な役割を果たしている。

## (5) 学校図書館における図書館資料

### 1 図書館資料の種類

- 学校図書館の図書館資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD等）、電子資料（CD-ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。
- 学校は、学校図書館が「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能を発揮できるよう、学校図書館資料について、児童生徒の発達段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが望ましい。
- 選挙権年齢の引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力を身につけることが一層重要になっており、このような観点から、児童生徒の発達段階に応じて、新聞を教育に活用するために新聞の複数紙配備に努めることが望ましい。
- 小学校英語を含め、とりわけ外国語教育においては特に音声等の教材に、理科等の他の教科においては動画等の教材に学習上の効果が見込まれることから、教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実するよう努めることが望ましい。
- 発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の

図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック、マルチメディアデジジー図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備<sup>※2</sup>も有効である。

### 2 図書館資料の選定・提供

- 学校は、特色ある学校図書館づくりを推進するとともに、図書館資料の選定が適切に行われるよう、各学校において、明文化された選定の基準を定めるとともに、基準に沿った選定を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- 図書館資料の選定等は学校の教育活動の一部として行われるものであり、基準に沿った図書選定を行うための校内組織を整備し、学校組織として選定等を行うよう努めることが望ましい。
- 学校は、図書館資料について、教育課程の展開に寄与するという観点から、文学（読み物）やマンガに過度に偏ることなく、自然科学や社会科学等の分野の図書館資料の割合を高めるなど、児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成となるよう選定に努めることが望ましい。
- 学校図書館は、必要に応じて、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うとともに、インターネット等も活用して資料を収集・提供することも有効である。

### 3 図書館資料の整理・配架

- 学校は、図書館資料について、児童生徒及び教職員がこれを有効に利活用できるように原則として日本十進分類法（NDC）により整理し、開架式により、配架するよう努めることが望ましい。
- 図書館資料を整理し、利用者の利便性を高めるために、目録を整備し、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることが望ましい。また、地域内の学校図書館において同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図ることも有効である。
- 館内の配架地図や館内のサイン、書架の見出しを設置するなど、児童生徒が自ら資料を探すことができるように配慮・工夫することや、季節や学習内容に応じた掲示・展示やコーナーの設置などにより、児童生徒の読書意欲の喚起、調べ学習や探究的な学習に資するよう配慮・工夫するよう努めることが望ましい。また、学校図書館に、模型や実物、児童生徒の作品等の学習成果物を掲示・展示することも有効である。
- 学校図書館の充実が基本であるが、児童生徒が気軽に利活用できるよう、図書館資料の一部を学級文庫等に分散配架することも有効である。なお、分散配架した図書も学校図書館の図書館資料に含まれるものであり、学校図書館運営の一環として管理するよう努めることが望ましい。

### 4 図書館資料の廃棄・更新

- 学校図書館には、刊行後時間の経過とともに誤った情報を記載していることが明白になった図書や、汚損や破損により修理が不可能となり利用できなくなった図書等が配架されている例もあるが、学校は、児童生徒にとって正しい情報や図書館資料に触れる環境整備の観点や読書衛生の観点から適切な廃棄・

更新に努めることが望ましい。

- 図書館資料の廃棄と更新が適切に行われるよう、各学校等において、明文化された廃棄の基準を定めるとともに、基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- 廃棄と更新を進めるに当たって、貴重な資料が失われないようにするために、自校に関する資料や郷土資料など学校図書館での利用・保存が困難な貴重な資料については、公共図書館等に移管することも考えられる。

## (6) 学校図書館の施設

- 文部科学省では、学校施設について、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を学校種ごとに「学校施設整備指針<sup>※3</sup>」として示している。この学校施設整備指針において、学校図書館の施設についても記述されており、学校図書館の施設については、学校施設整備指針に留意して整備・改善していくよう努めることが望ましい。
- また、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）を効果的に進める基盤としての役割も期待されており、例えば、児童生徒がグループ別の調べ学習等において、課題の発見・解決に向けて必要な資料・情報の活用を通じた学習活動等を行うことができるよう、学校図書館の施設を整備・改善していくよう努めることが望ましい。

## (7) 学校図書館の評価

- 学校図書館の運営の改善のため、PDCA サイクルの中で校長は学校図書館の館長として、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に行い、評価結果に基づき、運営の改善を図るよう努めることが望ましい。
- 評価に当たっては、学校関係者評価の一環として外部の視点を取り入れるとともに、評価結果や評価結果を踏まえた改善の方向性等の公表に努めることが望ましい。また、コミュニティ・スクールにおいては、評価に当たって学校運営協議会を活用することも考えられる。
- 評価は、図書館資料の状況（蔵書冊数、蔵書構成、更新状況等）、学校図書館の利活用の状況（授業での活用状況、開館状況等）、児童生徒の状況（利用状況、貸出冊数、読書に対する関心・意欲・態度、学力の状況等）等について行うよう努めることが望ましい。評価に当たっては、アウトプット（学校目標の成果）・アウトカム（児童生徒目標の成果）の観点<sup>※4</sup>から行うことが望ましいが、それらを支える学校図書館のインプット（施設・設備、予算、人員等）の観点にも十分配慮するよう努めることが望ましい。

※1 司書教諭と学校司書の職務や役割分担については、文部科学省調査研究協力者会議の「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について」（報告）平成26年3月を参照。

※2 著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第3項においては、一定の要件の下、障害のある者が利用するために必要な限度・方式により、公表された著作物の複製ができることとされている。当該規定の範囲内で、障害のある児

童生徒のために、学校図書館等は、公表されている著作物をテキストスピーチ機能を備えた端末等により音読可能なデータに変換することが可能である。

※3 「小学校施設整備指針（平成28年3月版）」（抜粋）

### 第1章 総則

#### 第2節 学校施設整備の課題への対応

##### 第1 子供たちの主体的な活動を支援する施設整備

###### 2 情報環境の充実

- (1) 児童の主体的な活動及び自らの意志で学ぶことを支え、高度情報通信ネットワーク社会において生きる力を育てる教育環境の整備や、校務情報化の推進に資するため、校内の情報ネットワークの整備やコンピュータ、プロジェクタ等の情報機器の導入への対応について、積極的に計画することが重要である。

##### 第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備

###### 5 施設のバリアフリー対応

- (1) 障害のある児童、教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように、障害の状態や特性、ニーズに応じた計画とすることが重要である。その際、スロープ、手すり、便所、出入口、エレベーター等の計画に配慮することが重要である。

### 第3章 平面計画

#### 第2 学習関係諸室

##### 8 図書室

- (1) 利用する集団の規模等に対して十分な広さの空間を確保するとともに、各教科における学習活動等において効果的に活用することができるよう普通教室等からの利用のしやすさを考慮しつつ、児童の活動範囲の中心的位置に計画することが重要である。
- (2) 図書、コンピュータ、視聴覚教育メディアその他学習に必要な教材等を配備した学習・メディアセンターとして計画することも有効である。
- (3) 学習・研究成果の展示のできる空間を計画することも有効である。

#### 第4章 各室計画

##### 第2 学習関係諸室

###### 15 図書室

- (1) 多様な学習活動に対応することができるよう面積、形状等を計画することが重要である。
- (2) 1学級相当以上の机及び椅子を配置し、かつ、児童数等に応じた図書室用の家具等を利用しやすいよう配列することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (3) 児童の様々な学習を支援する学習センター的な機能、必要な情報を収集・選択・活用し、その能力を育成する情報センター的な機能、学校における心のオアシスとなり、日々の生活の中で児童がくつろぎ、自発的に読書を楽しむ読書センター的な機能について計画することが重要である。
- (4) 司書教諭、図書委員等が図書その他の資料の整理、修理等を行うための空間を確保することが望ましい。
- (5) 資料の展示、掲示等のための設備を設けることのできる空間を確保することも有効である。
- (6) 図書を分散して配置する場合は、役割分担を明確にし、相互の連携に十分留意して計画することが重要である。

※4 [評価項目の例]

（アウトプット）学校図書館を活用した授業の実施状況、学校図書館の開館状況、図書の貸出冊数等

（アウトカム）読書習慣の確立（不読率の低下、読書が好きな児童生徒の増加、学校図書館の利用者数）等

読みが困難な人も利用ができる  
藤堂 栄子さん (認定NPO法人 エッジ 会長)

発達障害で読みにくさがあるディスレクシアの人は、紙と文字だけではなくいろいろな媒体から情報を得ることを望んでいます。文字は入り口ですが、その先にある内容に触れ、特に今はやりの雑誌や小説、世界のニュースなどを幅広く気兼ねなく利用して自分のものとしていきたいのです。

ばくくに、わたしに合った読み方、教えてくれる図書館!!

見形 信子さん (認定NPO法人 DPI日本会議)

世の中にはわからないこと、不思議なことがたくさんあります。どうして? もっと知りたいな一に伝えてくれる。図書館は情報のテーマパークです!!  
図書館では本がしゃべり、音楽みたいに聞き、触り、読むことができます。私たちの目と耳と手、いろんな読書の方法が選べます。さあ、まちの図書館に行ってみよう!!

最寄りの図書館から、新たな読書スタイルを、新たな本の発見を

三宅 隆さん (社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合 情報部長)

「読書バリアフリー法」が目指す社会を実現することにより、読書することをあきらめていた人、別の方法で読書することを知らなかった人にとって、新たな読書スタイルを確立することができます。そして、国内・海外のアクセシブルな図書が利用できることで、生活の質を上げ、社会参加につながると期待されます。

お問い合わせ先 (本リーフレットの電子版もダウンロードできます)



総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課  
障害者学習支援推進室/地域学習推進課図書館・学校図書館振興室  
[mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyuyushien/1421441.htm](http://mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyuyushien/1421441.htm)

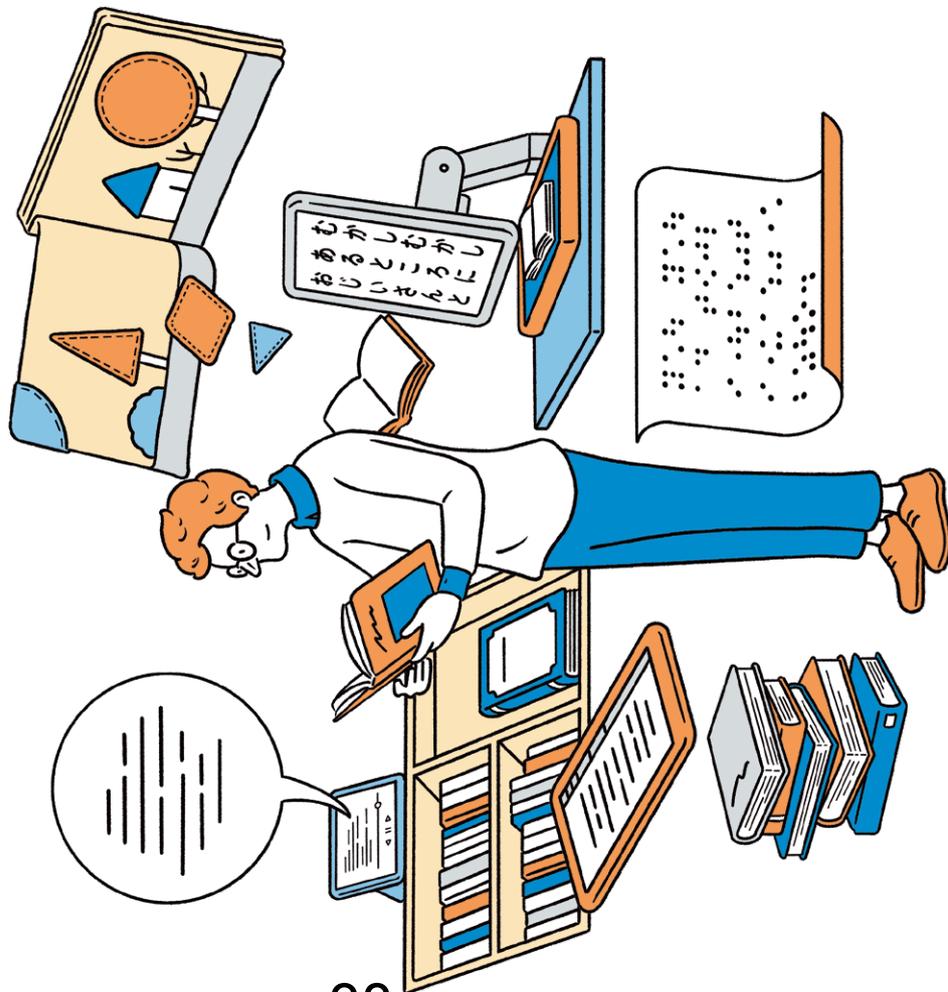


社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室  
[mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisihakukushi/sanka/bunka\\_00003.html](http://mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisihakukushi/sanka/bunka_00003.html)



# 誰もが読書をして 社会を目指して

読書のカタチを選べる「読書バリアフリー法」



# 2019年6月に 「読書バリアフリー法」<sup>※1</sup>が 成立しました！

※1 正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」です

## 「読書バリアフリー法」とは？

障害の有無に関わらず、すべての人が読書による  
文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律です。  
さまざまな障害のある方が、利用しやすい形式で  
本の内容にアクセスできるようにすることを目指しています。

## どんなことが変わる？

図書館の本も、書店で販売される本も、一層利用しやすい形式になっ  
ていきます。ぜひ、図書館の本やサービスを利用してみてください。

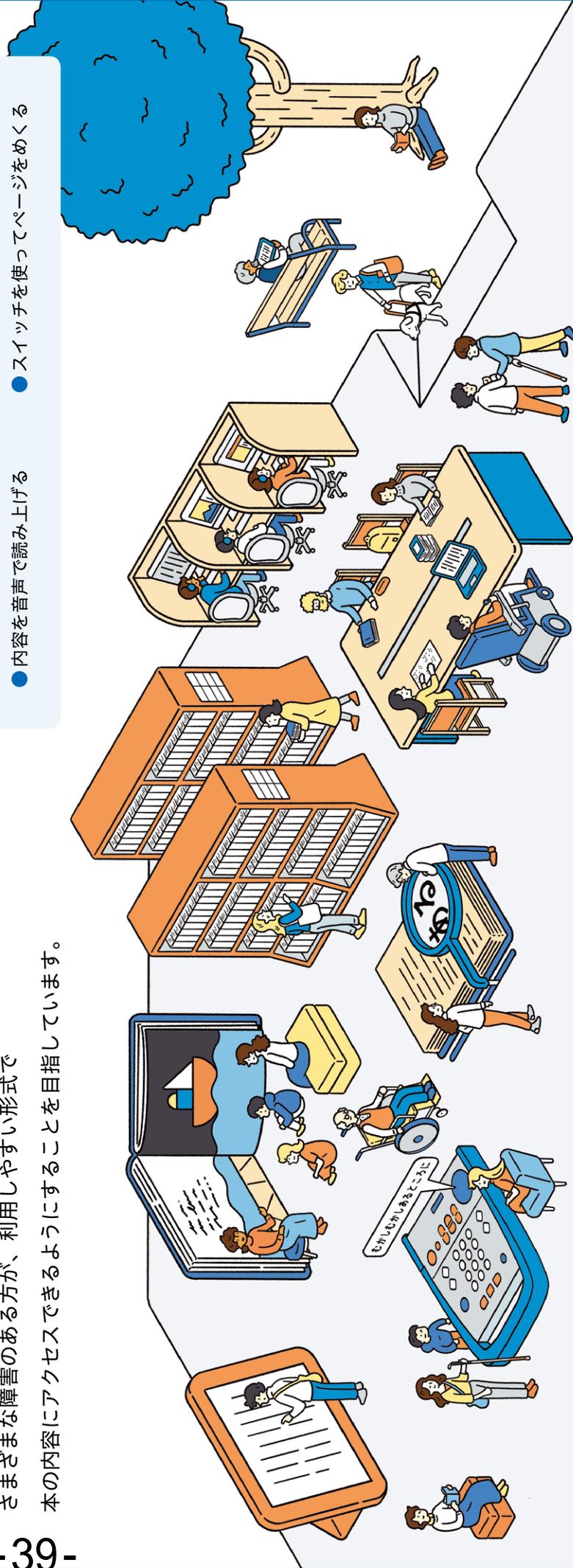
### 紙の本

点字の本のほか、文字の大きさやフォントを変えて読みやすくした本が  
入手しやすくなります。

### デジタルの本

パソコン・タブレット・スマートフォンを使って、さまざまな便利な  
機能により、自分に合った方法で読める本が増えます。

- 文字の大きさや色を変える
- 漢字にふりがなを付ける
- 内容を音声で読み上げる
- スイッチを使ってページをめくる



# 図書館で利用できるさまざまな本



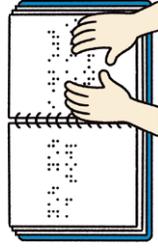
## 大活字本

目の見えにくい方にも読みやすいように、大きな文字で書かれています。



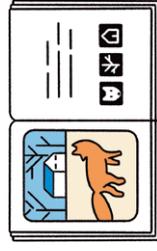
## 点字図書

点字に翻訳（点訳）された本です。点を使って図や絵を表したものを「点図」といいます。点字と点図を透明なシートに打って、絵本に貼った「点訳絵本」もあります。



## LLブック

やさしい言葉で分かりやすく書かれた本です。ピクトグラム（絵文字）や写真・図を使って理解を助けています。



## 布の絵本・さわる絵本

布・革・毛糸などを用いて作られた絵本で、触って絵の形が分かるようになっています。ボタンをとめたり、ひもを通す仕掛けがあり、楽しみながら読むことができます。



## DAISY※2

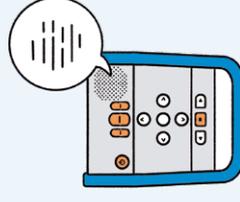
※2 「Digital Accessible Information System」(アクセシブルな情報システム)の略称です

デジタル録音図書の国際標準規格です。

目次から、読みたい見出しやページに移動することができます。

## 音声DAISY

図書や雑誌の内容を録音して音声にしたものです。図や写真の説明も入っています。目次やページ情報が収録されているので、本をめくるように読むことができます。音声の速さも変えることができます。



## マルチメディアDAISY

文字や画像をハイライトしながら、その部分の音声と一緒に読むことができます。パソコンやタブレットなどを使って再生します。文字の大きさや背景の色も変えることができます。



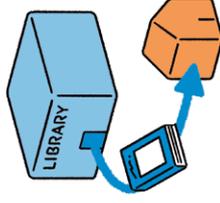
## 電子書籍

目の見えにくい方などに配慮した電子書籍は、パソコン・スマートフォン・専用機器を使って、目次から読みたいページに移動したり、文字の大きさ・色・フォント・背景の色を変えることができます。内容を音声で聴くことができる電子書籍も増えています。

## 公立図書館

### 貸出・郵送サービス

さまざまな種類の本の貸出を行っています。  
点字・録音図書や雑誌は、一部の障害者に無料で郵送できます。本を自宅に郵送してくれる図書館もあります。



### 対面朗読サービス

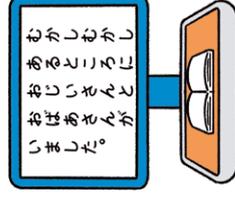
図書館の本や持参した本を、朗読者が直接読み上げます。短いものは電話で対応してくれる図書館もあります。



### 機器の利用

読書を支援する機器を利用できる図書館もあります。機器の使い方も教えてくれます。

- 文字を拡大して表示する「拡大読書器」
- 音声DAISYなどを再生するための「DAISY再生機」



目の見えない方・見えにくい方、活字の図書を読むのが難しい方が、無料で利用できるサービスです。

## サピエ図書館



インターネット上の電子図書館です。30万タイトル以上の録音・点字・電子図書を、パソコン・スマートフォン・専用機器を使って、読んだり聴いたりできます。録音・点字図書の貸出を依頼することもできます。国立国会図書館（視覚障害者等用データ送信サービス）のデータも、一部を除いてサピエ図書館で利用できます。

### 利用方法

- 利用には申し込み手続きが必要です
- サピエ図書館に登録している図書館で利用することもできます
- お近くの点字図書館・公共図書館か、サピエ事務局へお問い合わせください

## 点字図書館

図書や雑誌の録音・点訳・貸出を中心に、目の見えにくい方に向けた相談も受け付けています。福祉サービスや施設の紹介、視覚障害者用機器の使用方法的説明などです。蔵書にない印刷物の録音・点訳、対面朗読サービス、点訳・音訳をする人の養成も行っています。

## 国立国会図書館 視覚障害者等用データ送信サービス



国立国会図書館や全国の公共図書館や大学図書館などが製作した約3万点のDAISY・テキストデータ・点字データなどを、インターネット経由で利用できます。

## 課題

○読書バリアフリー法の公布・施行  
読みに困難のある人々に、アクセシブルな電子書籍等が提供されることが基本理念

○通常の小中学校には、読み書きに著しい困難を示す児童生徒:3.5%  
→合理的配慮を提供する必要がある。

○マルチメディアDAISY図書  
→アクセシブルな電子書籍等の一つ  
読書バリアフリー法の理念に則り、読みに困難のある児童生徒に対して、地域図書館や学校図書館がマルチメディアDAISY図書を提供することが必要

## 事業のねらい

### 目的1

地域の図書館において、①図書館員等への研修の実施、②図書館における「音声教材啓発コーナー」の設置による地域への音声教材の啓発に取組み、地域の図書館員及び地域住民へ音声教材を普及させること

### 目的2

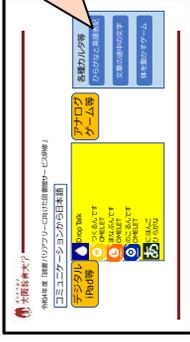
小中学校の学校図書館において、学校司書が学校に在籍している読みに困難のある児童生徒に対してマルチメディアDAISY図書を製作・提供するモデルを構築すること

## 主な実施内容

1. 大阪市立中央図書館の図書館員等や小中学校学校司書等への研修  
テーマ：読みに困難のある子どもに対する支援と図書館の役割ーその背景と音声教材についてー

2. 小中学校の学校司書に対する音声教材の製作支援

### 1. 図書館員等や学校司書への研修の実施



読みに困難のある子どもに関する関連法律とともに、知的障害、外国籍の子どもに対する音声教材を用いた支援事例を紹介。

### 2-1. 小学校の学校司書に対する製作支援



小学校3校の学校司書に対して、マルチメディアDAISY等の音声図書の製作支援を実施。さらに、読みに困難のある児童が活用しやすい図書館になるよう指導助言（左写真）。

### 2-2. 中学校の学校司書及び生徒に対する製作支援



学校司書1名と中学校生徒18名が児童書「おしりたんてい」(ポプラ社)のマルチメディアDAISY化に取組んだ。生徒はテキスト入力グループ、画像編集グループ、音声入力グループに分かれ、それぞれ製作支援した。

## 成果

### 1. 図書館員等への研修の実施

計106名の参加があった。研修後にアンケートを実施し、分析した(5件法)。令和3年度から継続して研修を受講した図書館員等の平均点の上昇が見られた。よって、研修の継続は読みに困難のある子どもの支援に関係する法律、支援方法等の理解の深まりにつながったと言える。

### 2-1. 小学校に対する製作支援の成果

学校司書が「みえるとかみえないとか」(アリス館)、「字のないはがき」(小学館)「ひらがなこっき」(解放出版社)などをマルチメディアDAISY化した。製作支援を繰り返すことで、学校司書一人で製作できるようになった。

### 2-2. 中学校に対する製作支援の成果



中学校生徒が製作した「おしりたんてい」(ポプラ社)を小学校4年生の図書時間に披露した。

図書室の時間終了後に参加した児童65名にアンケートを実施したところ、全て肯定的な意見であった。

## まとめ

- 継続して研修を行うことで、読みに困難のある子どもへの支援等の理解につながった。
- 製作したマルチメディアDAISY図書を今後図書室で読めるような体制整備の実施。

### 課題

- 各図書館での環境整備に向けて、より具体的な取り組みを行えるよう、好事例を示し、理解を広げる
- 図書館関係者同士の活発な交流の場が、コロナ禍によって減少

### 事業のねらい

- 各図書館での環境整備に向けて、より具体的な取り組みが行えるよう、以下の点に特化し、参加者の意識の向上を図る⇒**具体的取組みに繋げる**
- 各図書館における施設面とサービス面の好事例を講義によって示し、現状と課題を認識するとともに、課題の解決について考える
- グループワークにより参加者同士の情報交換を行い、多角的な視点を



※会場の一隅には、アクセシブルな書籍やマルチメディアDAISYを展示。参加者らには、自由に手に取って閲覧いただいた

### 実施内容

- ①読書バリアフリー概論
- ②WS「図書館のソフト面のバリアフリーについて」
- ③WS「図書館のハード面のバリアフリーについて」  
質疑応答・まとめ

※事前に当機構の読書バリアフリー関連動画の視聴と、自館の課題点の調査レポート提出を課した



有限会社  
読書工房  
代表 成松一郎様  
(総合司会及び  
コーディネーター)

#### ①読書バリアフリー概論



文部科学省 総合教育政策局  
地域学習推進課 図書館・  
学校図書館振興室 専門官 工藤松太郎 様

読書バリアフリー法の基本計画の概要をご説明いただき、本法律の要点、指針をお伝えいたしました。

#### ②「図書館のソフト面のバリアフリーについて」



一般社団法人スロークommunication  
副理事長 羽山慎亮 様

あらゆる人にわかりやすい言葉遣い・コミュニケーションの要点を、「利用案内づくり」を通して学ぶWSを実施。

#### ②「図書館のハード面のバリアフリーについて」



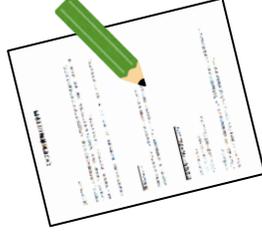
鹿島建設株式会社 一級建築  
博士(人間科学) 原 利明 様

視覚障害当事者の立場から、使いやすい施設の工夫点など、好事例を紹介。各班で図書館施設の課題等を考えるWSを実施。

※所風先の規程により、外出制限があり、オンライン出演

### 成果

- 好事例を示し、課題や目標を明確化するとともに、理解を促進した
- 特に、ソフト面のバリアフリーワークシヨップでは、各館でもすぐに取り入れられる「分かりやすい利用案内」を作成するための具体的なノウハウを伝えた。



「利用案内情報」を分かりやすい表現に書き換えるワークシヨップ。各班で話し合い、分かりやすさを検討した。

- 参加者同士の活発な意見交換が果たせた

担当・地域の異なる参加者同士が、各視点を踏まえたグループワークを行うことにより、図書館全体や自館の課題の認識に繋がった。また、意欲向上も図ることができた。



ワークシヨップ「図書館内のバリアフリー的な課題と解決案」を書き記した模造紙。各班での活発な議論された。

※成果については、「参加者アンケート」(別添資料)に基づきまとめた

第10回視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会資料(関係省庁等)

省庁等	文化庁	所属	著作権課	役職・氏名	課長 柁井 圭子
<p>基本計画</p> <p>① Ⅲ.5(第13条関係) 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備</p>	<p>これまでの取組</p> <p>【中核的な役割を果たす機関に係る周知等】            外国で製作されたアクセシブルな電子書籍等の円滑な入手を促進するため、国内外の連絡・相談窓口として中心的な役割を果たす機関の連絡先や入手に当たっての手続・留意事項等について引き続き丁寧な周知を行った。</p> <p>(参考)            現在、文化庁のホームページにおいて、国立国会図書館、特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会の連絡先や関連ホームページ等が記載されている。また、国立国会図書館のホームページでは、①国内在住の個人及び図書館等向けに、外国で製作された視覚障害者等用データの国内(日本)への取寄せ方法、②外国在住の個人及び図書館等向けに、同館が所蔵する視覚障害者等用データの外国への提供について、詳細に案内が記載されている。            ・文化庁ホームページ：  <a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakukei/hokaisei/marrakesh/">https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakukei/hokaisei/marrakesh/</a>            ・国立国会図書館ホームページ：  <a href="http://www.ndl.go.jp/jp/support/index.html">http://www.ndl.go.jp/jp/support/index.html</a></p>	<p>成果・達成状況</p> <p>文化庁ホームページにおいて継続して周知を行うとともに、著作権セミナー・講習会(年5回)の受講者(11,618名)に対しても、外国で製作されたアクセシブルな電子書籍等の円滑な入手を促進するための、国内外の連絡・相談窓口として中心的な役割を果たす機関などについて周知を行った。(令和2年度実績、受講者総数:1,636名)</p>	<p>今後の取組・目標</p> <p>外国で製作されたアクセシブルな電子書籍等の円滑な入手を促進するため、国内外の連絡・相談窓口として中心的な役割を果たす機関の連絡先や入手に当たっての手続・留意事項等について引き続き丁寧な周知を行うとともに、その運用状況も踏まえつつ、必要に応じて更なる環境整備を行う。</p> <p>また、文化庁ホームページに掲載している情報を必要に応じて更新するとともに、引き続き、著作権に関する講習会等、機会をとらえて周知を行う。</p> <p>(参考)            現在、文化庁のホームページにおいて、国立国会図書館、特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会の連絡先や関連ホームページ等が記載されている。また、国立国会図書館のホームページでは、①国内在住の個人及び図書館等向けに、外国で製作された視覚障害者等用データの国内(日本)への取寄せ方法、②外国在住の個人及び図書館等向けに、同館が所蔵する視覚障害者等用データの外国への提供について、詳細に案内が記載されている。            ・文化庁ホームページ：  <a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/marrakesh/">https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/marrakesh/</a>            ・国立国会図書館ホームページ：  <a href="http://www.ndl.go.jp/jp/support/index.html">http://www.ndl.go.jp/jp/support/index.html</a></p>	資料番号	
課題・補足					

第10回視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会資料(関係省庁等)

省庁等	総務省	所属	情報流通行政局 情報流通振興課 情報活用支援室	役職・氏名	課長補佐・興石美和
<b>基本計画</b> Ⅲ.7(第16条関係)外国からのアクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等 ①	<b>これまでの取組</b> (障害者の利便の増進に資する研究開発への助成) ICT分野の情報ハリアリアフリー促進支援事業【別添資料1】を通じて、アクセシブルな電子書籍等・端末機器等を含む障害者等の利便の増進に資するICT機器・サービスの技術開発の促進や、技術的な課題の解決に資する調査研究等を実施。	<b>成果・達成状況</b> 令和5年度のICT分野の情報ハリアリアフリー促進支援事業を通じて、障害者等の利便の増進に資するICT機器・サービスの研究開発等を実施(助成件数11件)。	<b>今後の取組・目標</b> 障害者等の利便の増進に資するICT機器・サービスの研究開発の成果の社会実装による情報ハリアリアフリー環境の整備(先進的なICT機器の社会実装、サービス高度化等)の継続。 研究開発助成事業の事業化率50%以上:令和7年度50%	<b>資料番号</b> 総 - 1	
<b>課題・補足</b>					

# 通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援事業

令和6年度予算額 115百万円

◆ デジタル・デバイスで解消し、障害者や高齢者を含めた、誰もがICTによる恩恵を享受できる情報バリアフリー環境を実現するため、以下の助成を実施。

## ① デジタル・デバイスで解消に向けた技術等研究開発

**本省** 高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの充実に向けた、新たなICT機器・サービスの研究開発を行う者に対し、経費の2分の1（最大3000万円）を上限として助成金を交付。

## ② 情報バリアフリー通信・放送役務提供・開発推進助成金

**NICT** 国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）を通じ、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送役務の提供を行う者に対し、経費の2分の1を上限として助成金を交付。

### (参考)助成事例

#### 駅構内を想定した視覚障害者の歩行誘導サービスの研究開発

地下鉄の駅構内に設置したQRコードからの情報とメガネ型ウェアラブルデバイスから得た情報をスマートフォンで統合し、クラウドサービスを利用しながら、道案内、駅構内情報、危険回避、さらには広告の提示などを実現

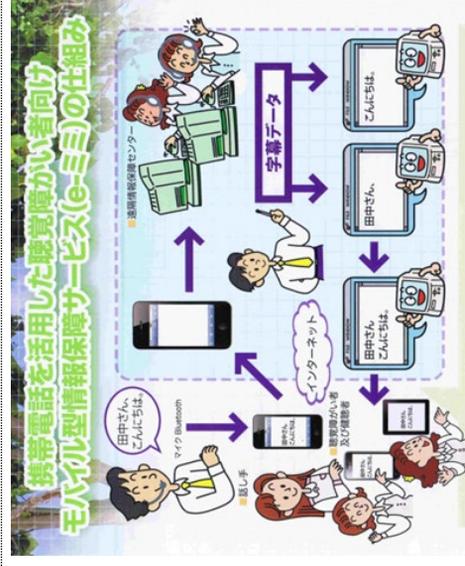
#### shikAI システム概要



#### モバイル型情報保障サービス(e-ミミ)

聴覚障害者の学びを支援するため、高等学校・大学及び講習会・セミナーへの、遠隔地からのパソコン文字通訳（要約筆記）による文字情報の配信提供。

② インターネットを使って、会場内の利用者が持っているスマートフォンやタブレット端末に字幕として表示。



① スマートフォンを通して送られた会場内の音声文字変換。

通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援事業（令和5年度採択案件）

デジタル・デバイス解消に向けた技術等研究開発

対象事業者	対象事業名
1 株式会社理想隆社	視覚障害者・ディスレクシアのための音声を使った読書方法の研究開発
2 イースト株式会社	機械学習を活用した非アクセシブルなPDF文書の構造化とテキスト抽出に関する研究開発

情報バリアフリー通信・放送役務提供・開発推進助成金

対象事業者	対象事業名
1 株式会社コンピュータサイエンス研究所	視覚障害者向け歩行支援サービスの開発
2 特定非営利活動法人 メディア・アクセス・サポートセンター	映画・映像・舞台芸術等に対応したクラウド型情報保障サービスの提供
3 株式会社デジタルアテンダント	AI/ChatGPTによる視覚障害者歩行支援情報提供システムに関する開発

第10回視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会資料(関係省庁等)

省庁等	国立国会図書館	所属	関西館	役職・氏名	図書館協力課長 渡邊斉志
基本計画	これまでの取組	成果・達成状況	今後の取組・目標	資料番号	
① Ⅲ.1(第9条関係)(1)アクセシブルな書籍等の充実	<p>【国立国会図書館での製作及び他機関製作分の収集】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他機関では製作が困難な学術文献について、視覚障害者等向け録音図書やテキストデータを製作した。</li> <li>・公共図書館、大学図書館等のデータ提供館から視覚障害者等用データを収集した。</li> <li>・デジタル化資料のOCRテキスト化事業を実施した。</li> <li>・オープンソースで公開可能なOCRの研究開発も併せて実施した。</li> </ul>	<p>令2年度から令和5年度までの4か年で、視覚障害者等向け録音図書(DAISY仕様)を45タイトル(1,435時間分)製作した。また、170タイトルの校正済みテキストデータと311タイトルの未校正テキストデータを製作した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令2年度から令和5年度までの4か年で、公共図書館、大学図書館等から計16,186件の視覚障害者等用データを収集した。データ提供館は50館増加して、令和5年度末現在141館となった。</li> <li>・令和5年度末時点で、当館が製作したデータ、データ提供館等から収集したデータ、デジタル化資料からOCR処理により作成した全文テキストデータをあわせて、約251万件(内訳は以下参照)のデータを視覚障害者等用データ送信サービスで提供している。令和2年度から令和5年度までの4か年で約248万件増加した。</li> <li>・当館製作の視覚障害者等用データ 3,186点</li> <li>・当館が収集した視覚障害者等用データ 40,364点</li> <li>・デジタル化資料の全文テキストデータ 2,465,918点</li> <li>計 2,509,468点</li> <li>・明治期以降に刊行された活字のデジタル化資料を当館においてテキスト化するためのOCRを令和3年度に開発し、NDLOCRと名付けて令和4年5月にCC BYライセンスで一般公開した。令和4年度には、NDLOCRに対して視覚障害者等用データとして適するよう読み順の整序等の機能を付与し、性能改善も行う追加開発を実施し、NDLOCR ver.2として令和5年5月に同じくCC BYライセンスで一般公開した。</li> </ul>	<p>他機関では製作が困難な学術文献について、視覚障害者等向け録音図書(DAISY仕様)及びテキストデータを引き続き製作する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共図書館、大学図書館等のデータ提供館から、引き続き視覚障害者等用データを収集する。</li> <li>・デジタル化の進捗にあわせて、順次NDLOCR ver.2を用いたOCR処理によるデジタル化資料のテキスト化を行い、出版者等による所定の除外確認手続を経て、視覚障害者等用データ送信サービスで提供する。</li> <li>・オープンソースで公開可能なOCRについて性能向上や機能拡張に関する研究開発を引き続き実施する。</li> </ul>		
② Ⅲ.1(第9条関係)(1)アクセシブルな書籍等の充実	<p>【図書館等におけるテキストデータ製作支援の実験の取組】</p> <p>国立国会図書館の共同校正システムを用いて、日本点字図書館等の参加機関がテキストDAISY等を製作した。(アクセシブルな電子書籍製作実験プロジェクト)</p>	<p>令和2年度から令和5年度までの4か年で、国立国会図書館の共同校正システムを用いて、日本点字図書館等の参加機関が1,860点のテキストDAISY等を製作した。</p>	<p>引き続き、参加機関によるテキストデータ製作を支援するとともに、公共図書館等におけるテキストデータ製作支援の枠組みを検討する。</p>		
③ Ⅲ.2(第10条関係)インターネットを利用したサービスの提供体制の強化	<p>【各インターネットサービスの周知】</p> <p>国立国会図書館が提供するインターネットサービス、サピエ図書館等について、研修等の機会を通じて周知した。</p>	<p>・視覚障害者等が全国にあるアクセシブルな書籍等を統合的に検索できる新たなシステムとして、令和6年1月5日にみなサーチ(国立国会図書館障害者用資料検索)正式版を公開した【別添資料1】。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共図書館、大学図書館等障害者サービスを担当する司書・職員を対象とした障害者サービス担当職員向け講座を、毎年度実施した(日本図書館協会と共催)。同講座では、国立国会図書館が提供するインターネットサービスやサピエ図書館に関する講義を設けて、インターネットを利用したサービスの周知を図った。令和2年度から令和5年度までの4か年で、図書館員等延べ810名が同講座の講義に参加した。</li> </ul>	<p>・みなサーチにおいて、引き続き視覚障害者等が全国にあるアクセシブルな書籍等を統合的に検索できるようにする。また、関係機関・団体等を通じてシステムの周知を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者等用データ送信サービスへの参加を促進するため、研修等の機会を通じて引き続き周知を図る。</li> <li>・公共図書館、大学図書館等で障害者サービスを担当する司書・職員を対象とした障害者サービス担当職員向け講座を引き続き実施する。</li> </ul>	国図-1	

④	<p>Ⅲ.4(第12条関係)アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等</p>	<p>【民間電子書籍サービスについて、図書館における適切なアクセシブルな電子書籍等を提供する民間電子書籍サービスについて、図書館における適切な基準の整理を行い、図書館への導入を支援することを目的に、以下を実施した。】  ・令和2年度～3年度:「図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会」(以下、「検討会」という)を立ち上げた(現在までに10回開催)。各種図書館、電子図書館事業者、障害者団体を対象とした調査を実施し、「図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会」としてとりまとめた(令和4年度に公開)。  ・令和4年度:電子図書館を視覚障害者等が利用するために必要となるアクセシビリティに係る要件を整理し、「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン1.0」を作成した(令和5年度に公開)。  ・令和5年度:上記ガイドラインの普及活動及び発達障害等の児童を対象とする調査を実施した。令和5年度の取組については別添資料2を参照。</p>	<p>・ガイドライン作成の基礎的な情報を共有することを目的に、「図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会 令和3年度報告書」をとりまとめ、公表した。  ・電子図書館を視覚障害者等が利用するために必要なアクセシビリティに係る要件を整理し、「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン1.0」を作成、公表した。  ・令和6年度に計画しているガイドライン更新に係る検討の基礎とするデータを得るため、発達障害(ディスレクシアを含む)等の児童を対象とする調査を実施した。</p>	<p>＜令和6年度の目標＞  ・令和5年度に実施した調査の結果等に基づき、検討会を3回程度開催して、ガイドラインを更新する内容等について検討する。  ・令和5年度に継続して、ガイドラインの利用を促すために、図書館関係者及び出版関係者の集ライベント等に参加して、ガイドラインの説明を行う。</p>	国図-2
⑤	<p>Ⅲ.5(第13条関係)外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備</p>	<p>【マラケシユ条約に基づく視覚障害者等用データの国際交換サービスの実施】  外国で製作されたアクセシブルな電子書籍等の円滑な入手及び国内で製作されたアクセシブルな電子書籍等の外国への提供を促進した。</p>	<p>令和2年度から令和5年度までの4か年で、国内の図書館等から21件の依頼を受けて、外国で製作された点字データ、音声DAISY等84タイトルを収集し、視覚障害者等用データ送信サービスを通じて提供した。また、海外の機関から2件の依頼を受けて、国内で製作された視覚障害者等用データ19タイトルを提供した。</p>	<p>引き続き、マラケシユ条約に基づく視覚障害者等用データの国際交換サービスを着実に実施する。</p>	
⑥	<p>Ⅲ.8(第17条関係)(1)司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上</p>	<p>【司書等を対象とした研修の実施】  国立国会図書館が提供するインターネットサービス、サピエ図書館等について、研修等の機会を通じて周知した。</p>	<p>各種図書館で障害者サービスを担当する司書・職員を対象とした講座・講演を実施・提供した。  ※詳細は③を参照。</p>	<p>公共図書館、大学図書館等で障害者サービスを担当する司書・職員を対象とした障害者サービス担当職員向け講座を引き続き実施する。</p>	
課題・補足					

# 国立国会図書館障害者用資料検索(みなサーチ)正式版の公開

## 概要

全国にあるアクセシブルな書籍等を統合的に検索できるシステムとして、令和5年3月のβ版の公開を経て、令和6年1月に国立国会図書館障害者用資料検索(みなサーチ)正式版を公開した。

みなサーチを通じて、視覚障害者等用データ送信サービスに登録した視覚障害者等の方や同サービスの送信承認館を対象に、国立国会図書館のデジタル化資料から文字認識処理(OCR処理)をすることにより作成した全文テキストデータ(現時点で約247万点)等の提供を行っている。



みなサーチ  
国立国会図書館障害者用資料検索

簡易検索 すべての資料を検索します

校正済のデータに絞る  ダウンロードできるデータに絞る

いろいろな検索

詳細検索

全文検索

ジャンル検索

## 事業内容

### 1. アクセシビリティ・ユーザビリティを高めたシステム

音声読み上げ・画面拡大・点字表示など様々な支援技術を使用する視覚障害者等にとって、アクセシブルな書籍等をより見つけやすく、使いやすいうーザーインターフェイスを備えた統合検索サービスの提供。

### 2. 検索対象の拡大

サピエ図書館等のこれまでの検索対象に加えて、国立国会図書館デジタル化資料の全文テキストデータ、国立国会図書館歴史的音源、日本出版インフラセンター出版情報登録センター(JPRO)が公開しているデータベース収録の読み上げ対応の電子書籍やオーディオブック、青空文庫、CiNii Research(障害者用資料のみ)、国立情報学研究所読書バリアフリー資料メタデータ共有システムを新たに検索対象に追加。(検索可能な書誌データ数は100万件→520万件に増加)

### 3. デジタル化資料へのアクセスの拡大

デジタル化資料を画像データの形では利用することが困難な視覚障害者等の方に全文テキストデータを提供することにより、音声読み上げソフトを使ってデジタル化資料の内容を読み上げて確認したり、本文を点字で表示したりすることが可能に。

#### <利用者の声>

- ・ デジタル化資料が身近になった。
- ・ 自宅にいながらアクセシブルな資料を多く利用できるようになり、ありがたい。
- ・ 全文テキストデータは、学術論文や雑誌が多いので、利用価値が高い。



# 「図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会」 における令和5年度の検討状況について

## 1. ガイドラインの普及広報活動

令和5年7月19日、国立国会図書館Webサイトで「電子図書館におけるアクセシビリティ対応ガイドライン1.0」(以下「ガイドライン」という。)を公開した。その普及・広報活動として、各種広報媒体に計6件寄稿し、イベント等に計8件登壇した。代表的なものは下表のとおり。

日付	媒体名	執筆者等	題目	出版者	掲載ページ等
令和5年 9月1日	『学校図書館』	国立国会図書館職員	「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン1.0」の学校図書館における意義と活用方法	全国学校図書館協議会	第875号 52-54頁
令和6年 1月19日	『電子図書館・電子書籍サービス調査報告2023』	国立国会図書館職員	国立国会図書館のアクセシビリティへの取組	樹村房(一般社団法人電子出版制作・流通協議会監修)	51-64頁
日付	イベント名	報告者等	題目	主催者	会場
令和5年 9月26日	令和5年度ICT活用講座	国立国会図書館職員	電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン紹介	千葉県立西部図書館	千葉県立西部図書館 & オンライン
令和5年 10月25日	第25回図書館総合展 フォーラム	東京大学 近藤武夫教授、 専修大学 植村八潮教授、 日本書籍出版協会 田中敏隆氏、日本図書館協会 佐藤聖一氏、国立国会図書館職員	あなたもわたしも読みやすくなる！アクセシブルな電子図書館を実現する第一歩 —『電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン』を足掛かりに—	図書館総合展運営委員会	パシフィコ横浜 アネックスホール & 動画配信
令和5年 11月17日	第109回全国図書館大会 会岩手大会 第8分科 会 障害者サービス	国立国会図書館職員	最新のICT技術・アクセシブルな電子図書館を活用して目指す、障害者の読書環境：アクセシブルな電子図書館ガイドライン	日本図書館協会	いわて県民情報交流センター (アイーナ) 2

# 「図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会」 における令和5年度の検討状況について

## 2. ガイドラインの更新準備：「読み困難がある電子図書館利用者のアクセシビリティ機能に係る調査」

ガイドライン作成時に中長期の課題とされたアクセシビリティ機能(「色反転」「フォントの変更」「字間や行間の調整」「縦書きと横書きの切り替え」「ルビ付与」「分かち書き」「ハイライト」)につき、ガイドライン更新に係る検討の基礎となるデータを得るため、大阪医科大学に委託して、発達障害(ディスレクシアを含む)等の児童を対象とする調査を実施し、報告書をまとめた。

### 概要

#### 1 調査の概要

第一段階の文献調査として、既存の研究等のレビューにより既に明らかにになっている知見を整理し、第二段階の実験調査として、既存の調査では不十分だった点については新規データを取得し、分析した。

#### 52

#### 文献調査の結果

色反転とフォントの変更について、最適な色の組合せや障害に適したフォントの組合せについては分かっていないが、変更可能であることの有効性は示された。字間・行間・縦書きと横書きの切替え、ルビ付与については十分な根拠が得られなかったため、実験調査の対象とした。分かち書きとハイライト付与についても、確たる結論は得られなかったが、実験に要するコストの大きさから、実験調査の対象外とした。

#### 3 実験調査の結果

字間を変更できることは読みやすさ向上につながる事が確認できた。行間の調整は字間と比較して効果が十分に確認できたとは言えず、優先度は低い。ルビ付与については、ルビがあった方が良いとは言えそうだが、ルビ文字の大きさやルビ文字と親文字の距離など具体的な仕様について言えることはない。縦書きと横書きの切り替えは右のグラフに示したとおり、縦書と横書にそれぞれ大きく読み速度を改善させるグループがあることから、有効性が認められる。



第10回視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会資料(関係省庁等)

省庁等	経済産業省	所属	商務情報政策局コンテンツ産業課	役職・氏名	課長 渡邊佳奈子
<p>基本計画</p> <p>Ⅲ.3(第11条関係)(2)出版者からの製作者に対する電磁的記録等の提供の促進のための環境整備への支援</p> <p>①</p>	<p>これまでの取組</p> <p>読書(バリアフリー)環境の整備においては、リフロー型電子書籍の拡大を基本としつつ、それにより対応できない課題は、テキストデータの提供を行うことを大きな方向性とし、令和2年度には、経済産業省及び出版業界における取り組みのロードマップ及びアクションプランを策定</p> <p>(1)総合的なデータベースの構築(第12条関連)</p> <p>(2)電子書籍(リフロー形式)の基準の検討(第12条関連)</p> <p>(3)サポートセンターの設置・運営(第11条関連)</p> <p>(4)テキストデータ抽出等に関する基準の検討(第11条関連)</p>	<p>成果・達成状況</p> <p>・テキストやPDF等の電子データの受け渡しにかかるワークフローの整理を実施。大手出版社を除き、ほとんどが外部への委託により作成しており、その制作費は、InDesin等のDTPソフトによるデータからであれば、ページ数等により変動はあるものの、1冊あたり3～5万円程度で作成可能なことを確認。他方で、電子書店ピュアーのアクセシビリティ機能の脆弱さや電子書店毎の機能のバラつきが指摘されており、こうした機能の強化が課題として挙げられた。</p> <p>・令和5年度には、一層の中小出版社への普及を促すため、約2,700社に対してアンケート調査を実施し、リフロー型書籍制作における各社工夫の事例収集や普及への課題を調査。TISによる読み上げを見据えて外字の使用を避ける等各出版社で実施している工夫が見られた一方で、中小出版社の多くからは、そもそも制作方法がわからない、統一したルールが必要といった声があった。</p>	<p>今後の取組・目標</p> <p>・テキストやPDF等の電子データが、川上である出版社からABSCを通じて利用者の側にある特定電子書籍等製作者、その先の読者の方々の手に渡るまでのフローについて、三省(文科省・厚労省・経産省)において関係機関の協力の下、検討を進めるとともに、ABSCと特定電子書籍等製作者間で必要となるデータの保持の仕方や契約等について、出版業界等関係者、関係省庁で議論を進める。</p>	資料番号	経-1
<p>Ⅲ.4(第12条関係)アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等</p> <p>②</p>			<p>・アンケート調査による結果を踏まえ、今後は、中小事業者でも活用可能なアクセシブルな電子書籍制作におけるガイドラインを策定していく。策定にあたっては、電子書籍製作事業者、ヒューマン編集事業者等の関係者を招聘し、電子書籍の標準的なファイル形式である「EPUB」を対象に、アクセシビリティに関する国内及び国際的な最新の標準動向を踏まえるほか、アンケート調査で収集した各社の工夫等も盛り込んでいく。また、策定したガイドラインの普及啓発の方法についても関係団体と連携し、検討を行っていく。</p>		
<p>Ⅲ.4(第12条関係)(4)その他</p> <p>③</p>		<p>・近刊情報等を一元管理しているデータベース(JPRO)について、紙の書籍だけでなく電子書籍やオーディオブック等の販売情報や国立国会図書館の視覚障害者等用デジタル資料、サビ図書館資料(点字データ、DAISY図書)の登録情報とも連携を実施。</p> <p>・JPOが管理する一般利用者が出版情報等を検索できるサイト(Books)において、上記連携データの表示が可能となり、電子書籍等の販売状況、電子データ等の提供状況を探せるための環境整備を行った。</p> <p>・また、Booksサイトにおけるアクセシブル化を行い、視覚障害者等におけるサイトの検索性向上を図った。</p>	<p>・今後は、登録コンテンツの充実を図るとともに、当該コンテンツのアクセシブル情報の表示等を進め、視覚障害者等の方が必要な情報を取りに行ける環境整備を進めていく。</p>		
課題・補足		<p>なお、ABSCの活動として、著作権者の理解醸成にも取り組んでおり、本年4月には日本文藝家協会、日本推理作家協会、日本推理作家協会、日本推理作家協会、共同声明」を発出しており、「読書バリアフリー法」や改正「障害者情報アクセシビリティ、コミュニケーション施策推進法」への賛同を得ている。今後は著作権者団体、出版社、ABSC等関係団体と連携し、業界内の読書バリアフリーに関する理解促進及び着実な進展を図っていく。</p>			